

草津市駅前広場管理条例の一部改正

新旧対照表

新 条 例				旧 条 例					
第1条～第13条 (略) 別表 (第5条第1項、第8条第1項関係)				第1条～第13条 (略) 別表 (第5条第1項、第8条第1項関係)					
占用の区分			占用料の額	占用の期間	占用の区分		占用料の額	占用の期間	
路線バス (道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第3条第1号イに掲げる事業として運行されるものをいう。)	自動車検査証に記載された長さが12メートル以下の車両	承認 (人の乗降のために一時的に停止する目的で利用する場合をいう。以下同じ。)	1区画につき1月 <u>2,500円</u>	1年以内	路線バス (道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第3条第1号イに掲げる事業として運行されるものをいう。)	自動車検査証に記載された長さが12メートル以下の車両	承認 (人の乗降のために一時的に停止する目的で利用する場合をいう。以下同じ。)	1区画につき1月 <u>2,300円</u>	
		駐車 (人の乗降のために継続的かつ独占的に利用する場合をいう。以下同じ。)	1区画につき1月 <u>5,000円</u>				1区画につき1月 <u>4,500円</u>		
	自動車検査証に記載された長さが12メートルを超える車両であつて、道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) 第55条に基づく認定を受けた車両	承認	1区画につき1月 <u>4,000円</u>	1年以内		自動車検査証に記載された長さが12メートルを超える車両であつて、道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) 第55条に基づく認定を受けた車両	承認	1区画につき1月 <u>3,600円</u>	
		駐車	1区画につき1月 <u>8,000円</u>				1区画につき1月 <u>7,100円</u>		
タクシー (道路運送法第3条第1号ハに掲げる事業として運行されるものをいう。)		承認	1区画につき1月 <u>1,400円</u>	1年以内	タクシー (道路運送法第3条第1号ハに掲げる事業として運行されるものをいう。)		承認	1区画につき1月 <u>1,300円</u>	1年以内

草津市駅前広場管理条例の一部改正

新旧対照表

新 条 例				旧 条 例			
	駐車	1区画につき1月2,800円	1年以内		駐車	1区画につき1月2,500円	1年以内
その他のもの		草津市道路 占用料条例 (昭和59 年草津市条 例第18号) に規定する 占用料の例 による。	その都度市 長が定める 期間	その他のもの		草津市道路 占用料条例 (昭和59 年草津市条 例第18号) に規定する 占用料の例 による。	その都度市 長が定める 期間